



発行 新潟県

号外 2

平成29年10月10日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 73 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)
74 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第73号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

第1区選挙区	25,686,400円
第2区選挙区	25,845,500円
第3区選挙区	23,796,700円
第4区選挙区	23,870,600円
第5区選挙区	23,337,200円
第6区選挙区	25,594,100円

◎新潟県選挙管理委員会告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
38,841
- 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
342,753
- 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,150
新潟市東区	38,859
新潟市中央区	49,922

新潟市江南区	19,313
新潟市秋葉区	21,806
新潟市南区	12,938
新潟市西区	44,171
新潟市西蒲区	16,691
長岡市三島郡	78,149
上越市	54,839
三条市	28,182
柏崎市刈羽郡	25,695
新発田市北蒲原郡	31,949
小千谷市	10,331
加茂市南蒲原郡	11,600
十日町市中魚沼郡	18,462
見附市	11,646
村上市岩船郡	19,677
燕市西蒲原郡	25,173
糸魚川市	12,625
妙高市	9,498
五泉市東蒲原郡	18,252
阿賀野市	12,345
佐渡市	16,470
魚沼市	10,614
南魚沼市南魚沼郡	18,426
胎内市	8,565